

3 残 金 247,937 円

政務活動費集計表(会派・議員)

(単位:円)

使途項目	収入、支払科目														収入額	総計
	収入 支出	旅費 余議費 負担金	食糧費	謝金等 報償費	使用料	委託料	消耗品費	備品費	印刷 製本費	通信 運搬費	燃料・ 光熱水費	修繕料	広告料	人件費	その他	
政務活動費	収入															300,000
収入合計																300,000
資料購入費	支出						8,203									8,203
事務所費	支出				40,000						3,410					43,410
事務費	支出				450											450
支出合計		0	0	0	40,450	0	8,203	0	0	0	3,410	0	0	0	0	52,063
総合計		0	0	0	40,450	0	8,203	0	0	0	3,410	0	0	0	0	247,937

参考様式 4

令和 5 年度 4 月 分

領 収 書 等 添 付 票

会派名または議員名 清水 智信

領 収 書 等 添 付 票

整 理 番 号	1-1	支 払 年 月 日	令和5年 4月 1日 (令和5年 3月 27日)✓
使 途 項 目	事務所費	支 出 科 目	使用料 ✓
使 途 内 容	事務所 賃借料4月分 ✓		
費 用 内 容	事務所賃借料 ✓	摘 要	4月分 ✓
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	40,000 円 ✓ (80,000 円) ✓	按 分 率 :	1/2 ✓ 充 当 根 拠 : 後援会活動との按分
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類			

領 収 証 清水智信 様 No. _____

金額 80,000 円

内 訳 但 4月分 事務所家賃 ✓

現金 _____

小切手 ✓

手 形 ✓

消費税額等 (%) _____

コクヨ ウケ-92

5 年 3 月 27 日 上記正に領収いたしました

福井市高柳3丁目2801番地
有限会社 スリーピーハウス
代表取締役 清水宏昭



領 収 書 等 添 付 票

整 理 番 号	2-1	支 払 年 月 日	令和5年 4月 24日
使 途 項 目	資料購入費	支 出 科 目	消耗品費
使 途 内 容	日本農業新聞4月分		
費 用 内 容	新聞・雑誌購読料	摘 要	日本農業新聞4月分
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	2,623 円 ()	按 分 率 : 充 当 根 拠 :	
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類			

No 202576

領収書

清水智信様

金額	百	千	円
	4	2623	

収入印紙
(組合員に発行するもの
および
5万円未満
不要)

但し 日本農業新聞 4月分
上記の金額正に領収いたしました。

令和 5 年 4 月 24 日



JA福井県
(福井県農業協同組合)

本店 福井市大手3丁目2番18号
TEL 0776-50-7600

フクイケンノウキョウ フクイホクブ
福井県農業協同組合 福井北部支店

係印のないものは無効とする。

現金
小切手
手形

係印

領 収 書 等 添 付 票

整 理 番 号	3-1	支 払 年 月 日	令和5年 4月 26日
使 途 項 目	資料購入費	支 出 科 目	消耗品費
使 途 内 容	日刊県民福井4月分		
費 用 内 容	新聞・雑誌購読料	摘 要	日刊県民福井4月分
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	2,480 円 ()	按 分 率 :	
		充 当 根 拠 :	

領収書その他の収支報告書の内容を証する書類

商 業 用 領 収 書	1040	03	003		集 金 口
-------------	------	----	-----	--	-------

領 収 証
2023 年 4 月 分

清水 智信 様

銘 柄	部 数	金 額	合 計 金 額
日刊県民福井	※ 1	2,480	2,480 円

税込 2,480円 本体 2,296円 消費税(軽減3%) 184円
登録番号 T2210001018563

令和5.4.26 領収取付

ご愛読ありがとうございます。
上記金額正に領収いたしました。
※金額には消費税が含まれています。

※軽減税率対象
中日新聞・日刊県民福井
産経新聞

開発専売店
〒910-0834 丸山1-1216-6
電話54-7273 FAX54-7653



領 収 書 等 添 付 票

整 理 番 号	4-1	支 払 年 月 日	令和5年 4月 28日
使 途 項 目	資料購入費	支 出 科 目	消耗品費
使 途 内 容	福井新聞4月分		
費 用 内 容	新聞・雑誌購読料	摘 要	福井新聞4月分
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	3,100 円	按 分 率 :	
	()	充 当 根 拠 :	
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類			

領 収 証

5年 4月分

01-028 (No. 8)

照会No. ()

清水 智信 様

経 納 名	部 数	金 額
*福井新聞	1	3,100

合計金額 3,100円

(8%対象 3,100 10%対象 0) *軽減税品目

5月の休刊日は15日(月)です。
配達スタッフ募集中です！

毎度ご購入有難うございます。
上記金額正に領収致しました。

領収しました、

福井新聞 販売センター東店
福井市高柳1丁目801番地

TEL 57-0878
FAX 57-0868

福井新聞 販売センター東店
福井市高柳1丁目801番地

領 収 書 等 添 付 票

整 理 番 号	5-1	支 払 年 月 日	令和5年 5月 22日
使 途 項 目	事務所費	支 出 科 目	燃料・光熱水費
使 途 内 容	燃料 光熱費 事務所電気代		
費 用 内 容	事務所電気料	摘 要	4月分
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	3,410 円 (6,820 円)	按 分 率:	1/2
		充当根拠: 後援会活動との按分	
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類		契約に基づく金額	

領 収 証

清水 智信

様 No. _____

金 額

¥ 6820

4月分電気代

内 訳

現金

小切手

手 形

消費税額等(%)

コクヨ ウケ-92

但

5 年 5 月 22 日, 上記正に領収いたしました

収入印紙

福井市高柳3丁目2801番地

有限会社スリーピーハウス

代表取締役

清水 宏昭



電気料金振込依頼書兼領収書

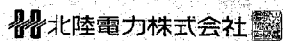
受取人	北陸電力株式会社		
年	月	日	
2023	4	金額	
振込人 (ご契約名)	清水 宏昭		
お支払期日			精算額(再掲)円
5月29日			

この日を過ぎますと延滞利息を申し受けます。

ご使用場所 福井市 高柳3丁目 2801

お客さま番号 計算区 25

契約	金額	消費税等相当額(再掲)
3B1		
合計		



小売電気事業者登録番号(A0271)

お客さまサービスセンター

TEL 0120-776453

- 取納印のないもの、金額を訂正したものは無効です。
- 本票により集金人が集金することはありません。
- 裏面もご覧ください。



(お客さま控)2465

領 収 書 等 添 付 票

整 理 番 号	6-1	支 払 年 月 日	令和5年 5月 22日
使 途 項 目	事務費	支 出 科 目	使用料
使 途 内 容	コピー代金 FAX代金		
費 用 内 容	その他	摘 要	コピー代金 4月分 月300枚
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	450 円 (900 円)	按 分 率 :	1/2 充 当 根 拠 : 後援会活動との按分
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類			

契約に基づく金額

領 収 証

金 額

清水智信

様

No.

内 訳

現金

小切手

手 形

消費税額等(%)

コクヨ ウケ-92

但

4月分 コピー代金

5年 5月 22日 上記正に領収いたしました

福井市高柳3丁目2801番地
 有限会社スリーピーハウス
 代表取締役 清水宏昭



収入印紙

ご請求書（お引落のお知らせ）

有限会社 スリーピーハウス 御中

いつも格別のお引立てを賜り誠に有難うございます。
下記の通りご請求申し上げます。

Canon

2023年04月28日

キヤノンマーケティングジャパン株式会社



お支払方法：ご指定口座より振替させていただきます。

お引落日：2023年05月23日

お引落口座

お客様番号	
請求書No.	: 73680517
締日	: 2023年04月分
ご請求額（税込）	

契約書No. 設置先名 有限会社 スリーピーハウス
製品名 IR-ADVC3520F シリアルNo. WSA11066

請求期間 2023/03/24~2023/04/26 伝票No. KE000124164543

		今回値	前回値	控除数	ご使用数
	1 カラーコピー	1,045	1,006	0	39
	2 カラープリント	50	50	0	0
	3 ブラック	121,199	119,403	17	1,779
品名	カウンター保守料金				
	1 カラーコピー				
		MG期間延長割増			
	2 カラープリント				
	3 ブラック				

(ミニマム 100枚/月含む)
MG期間延長割増 (10.00%)

<各種サービス料金合計>

※…非課税または免税／＊…軽減税率対象品目／X…全額ご入金済／レ…一部ご入金済

令和5年度 事務所等状況報告書

議員名 清水 智信

1 所在地等	住所	福井市高柳町3丁目2801		
	電話番号	0776-52-2630		
	延べ床面積(共用部分を除く)	100 m ²		

2 所有区分	賃貸借契約先(有)スリーパーハウス			
	☒ 単独事務所 ☐ 自宅兼事務所	☐ 自己所有物件 ☒ 賃借物件	所有者	☐ 第三者 ☐ 後援会 ☒ 関連会社 ☐ 親族

☒ 後援会 ☒ 議員本人が代表である ☐ 議員本人が代表でない
☒ 関連会社 ☐ 議員本人が代表である ☒ 議員本人が代表でない
☐ 親族 ☐ 生計は一である ☐ 生計は別である

☒ 単独事務所の按分率	
方法①	☐ 政務活動の使用面積割合 (政務活動と政務活動以外の活動が明確に区分できる場合) [事務所使用面積(共用部分を除く) m ² の内、政務活動の使用面積 m ²]
方法②	☐ 使用面積で按分できない ☐ 毎月の使用時間で按分
方法③	☒ 使用時間でも按分できない

按分率	/
	%
小数点以下切捨て	

按分率	☒ 1/2 ☐ 1/3 ☐ 1/4
-----	---

☐ 自宅兼事務所の按分率	
☐ 自宅全体における議員活動の使用面積割合 [自宅の面積(共用部分を除く) m ² の内、議員活動の使用面積 m ²]	
方法①	☐ 議員活動の使用面積における政務活動使用面積割合 (政務活動と政務活動以外の活動が明確に区分できる場合) [議員活動の使用面積 m ² の内、政務活動の使用面積 m ²]
方法②	☐ 使用面積で按分できない ☐ 毎月の使用時間で按分
方法③	☐ 使用時間でも按分できない

按分率	/
	%
小数点以下切捨て	

按分率	☒ 1/2 ☐ 1/3 ☐ 1/4
-----	---

借主用

事業用賃貸借契約書



不動産情報サービス (株)

事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 (有)スリーピーハウス(以下「甲」という。)&借主 清水 智信(以下「乙」という。)&は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	有限会社 スリーピーハウス		
	所 在 地	(住居表示) 福井市高柳三丁目2801番地		
	構 造	木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・ <u>軽量鉄骨造</u> ・その他() /瓦葺・ <u>スレート葺</u> ・亜鉛メッキ銅板葺・セメント瓦葺・陸屋根・その他() /		
	種 類	居宅	新築年月	平成24年11月
	面 積	147.05㎡		
附 属 施 設				

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

事業内容：県議会議員事務所

頭書(3) 契約期間

平成 27年 5月 1日 から 平成 29年 4月 30日まで (2 年間)	
目的物件の引渡し時期	平成 27年 5月 1日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 (内消費税等 80,000円 円)	管理・ 共益費	月額 (内消費税等 0円 円)	家 財 保険料	
敷 金	0円			附 属 施設料	
保証金	0円				
その他の条件					
貸与する鍵	鍵 No.				
	本 数	1 本		本	本
賃料等の支払時期		翌月分を毎月 末 日まで			
賃料等 の支払 方法	☐ 振 込				
	☒ 持 参	持 参 先	有限会社 スリーピーハウス		
	☐ 口座引落	委託会社名			

頭書(5)

緊急連絡
(担当者)

頭書(6)

貸

管理業

所 在

賃貸住宅

(一社)全

管理担当

※貸主と建

所 有

頭書(7)

担保の方法

(本契約でも
ものにチェッ
その右欄に所
項を記載する。

頭書(8)

契約期間満

頭書(9)

使用面積11

いう。)は、この

量鉄骨造・その他()
その他()/

平成24年11月

1日

本

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名)	清水 智信
	(自宅)	TEL: 0776-53-8388
	(勤務先)	TEL: 0776-50-1123 (会社名・部署名) 株式会社 ボックス・スタイル
	(携帯)	TEL

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	有限会社 スリーピーハウス
	住所	福井市高柳町3丁目2801番地

管理業者	商号又は名称
所在地	TEL
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣()第 号
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載
管理担当者	氏名 (賃貸不動産経営管理士: 登録番号)
	※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	
	住所	

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用する ものにチェックし、 その右欄に所定の事 項を記載する)	☒ 連帯保証人	氏名	
		住所	
	☐ 家賃債務保 証会社の提供 する保証	家賃債務保 証会社名	
		主たる事務 所の所在地	

頭書(8) 更新に関する事項

契約期間満了後は、双方の合意により1年毎の自動更新とする。

頭書(9) 特約事項

使用面積118㎡のうち40㎡は事務所、60㎡は共有部分とする。

上

本契約の締結を証するため、本契約書を3通作成し、貸主、借主、連帯保証人が記名押印の上、各自1通を保有する。

福井市高柳3丁目2801番地

37年4月30日

甲・貸主	氏名 清水宏昭 代表取締役 住所 福井市高柳3丁目2801番地
乙・借主	氏名 清水 智信 住所 福井市高柳3丁目2801番地 TEL 0776-53-8388
連帯保証人	氏名 住所

(契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲
件」という。)につい
のとおり締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間及び
2 甲及び乙は、頭書

(賃料)

第3条 乙は、頭書(4
2 甲及び乙は、次の
一 土地又は建物に
二 土地又は建物の
三 近傍類似の建物
3 1ヶ月に満たない

(共益費)

第4条 乙は、一段、
費」という。に充
2 甲及び乙は、維持
きる。
3 1ヶ月に満たない

(負担の帰属)

第5条 甲は、本物
2 乙は、電気・ガ

(敷金)

第6条(A) 乙は、
2 乙は、本物件を
3 甲は、本物件の
存在する場合に
4 前項の規定に
ばならない。

(保証金)

第6条(B) 乙は、
2 乙は、本物件を
3 甲はこの契約
全に履行したこ
額を差し引き、
4 甲は、本物件
存在する場合に
5 前項の規定に

宅 地 建 物 取 引 業 者	主たる事務所 所在地・TEL	福井市高木中央3丁目601 0776-53-8886	主たる事務所 所在地・TEL	
	商号又は名称	不動産情報サービス株式会社	商号又は名称	
	代表者の氏名	代表取締役 三反崎 寛治	代表者の氏名	
	免許証番号	福井県 大臣 (4)第1298号	免許証番号	大臣 ()第 号
宅 地 建 物 取 引 士	免許年月日	平成 27年 5月 18日	免許年月日	平成 年 月 日
	氏 名	三反崎 寛治	氏 名	
	登録番号		登録番号	() 第 号
	業務に従事する 事務所名	不動産情報サービス株式会社	業務に従事する 事務所名	
	事務所所在地 TEL	福井市高木中央3丁目601 0776-53-8886	事務所所在地 TEL	

(印は実印)

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

の上、各自1通を保有する。

27 年 4 月 30 日

5-53-8388

B

大臣 () 第 号
知事

年 月 日

) 第 号

契 約 条 項

(契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書(1)に記載する目的物件(以下「本物件」という。)について、頭書(2)の事業に供することを目的とする賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以てのとおり締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書(3)記載のとおりとする。

2 甲及び乙は、頭書(8)の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

(賃料)

第3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。

- 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不当となった場合
- 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不当となった場合
- 三 近傍類似の建物の賃料の変動が生じ、賃料が不当となった場合

3. 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

(共益費)

第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書(4)の記載に従い甲に支払うものとする。

2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

(負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

(敷金)

第6条(A) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。

3 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。

4 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(保証金)

第6条(B) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。

2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。

3 甲はこの契約の解除又は終了により、乙が当該賃貸借物件についてこの契約に定める明渡しその他の義務を完全に履行したことを甲が認めた場合には、遅滞なく第1項の保証金より償却費として解約時賃料のヶ月分相当額を差し引き、返還するものとする。

4 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。

5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

ればならない。

(反社会的勢力ではないことの確約)

第7条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

- 一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと
- 二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと
- 三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
- 四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

(禁止又は制限される行為)

第8条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。

- 2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷内における工作物の設置を行ってはならない。
乙は甲の書面による承諾を得ることなく頭書(2)の事業内容を変更してはならない。
- 4 前3項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、賃料のヶ月分に相当する承諾料を支払うものとする。
- 5 乙は、本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。
- 6 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。
- 7 乙は、本物件の使用に当たり、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
 - 一 銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること
 - 二 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること
 - 三 騒音等の迷惑行為を行うこと
- 四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は担保の用に供すること
- 五 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
- 六 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること
- 七 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること
- 8 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用に当たり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
 - 一 階段・廊下等共用部分への物品の設置
 - 二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示

(乙の管理義務)

第9条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

- 2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
- 3 乙は、管理規約使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件の管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。
- 4 契約締結と同時に甲は、乙に対し入居に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡の上、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。
- 5 乙は、鍵の追加設置、交換、複製を甲の承諾なく行ってはならない。

(契約期間中の修繕)

- 第10条 甲は、第3項の乙の故意又は過失により
- 2 前項の規定に基づき場合において、乙は、
 - 3 乙は、次の各号に掲げ
 - 一 電球、蛍光灯、ヒ
 - 二 その他費用が軽微
 - 4 本物件内に破損箇所損害が生じたときは、

(契約の解除)

- 第11条 甲は、乙が次のかわらず、その期間内
- 一 乙が賃料又は共益
 - 二 乙の故意又は過失
 - 2 甲は、乙が第一号か
- とが困難であると認め
事情が生じた場合も甲
- 一 本物件を(2)
 - 二 第8条(1)項第
 - 三 入居時に、乙又は
 - 四 その他乙が本契約
 - 五 銀行取引の停止
 - 六 破産手続きの開
 - 七 民事再生手続き
 - 八 会社更生手続き
 - 九 特別清算手続き
- 3 甲又は乙の一方に
- を解除することがで
- 一 第7条の確約に
 - 二 契約締結後に自
- 4 甲は、乙が第8条
- 除することができる

(乙からの解約)

- 第12条 乙は、甲に
- 2 前項の甲に
- 甲に支払うに、
とができる。

(明渡し及び明渡し)

- 第13条 乙は、明渡
- 2 乙は、第11条の
 - 3 乙は、明渡しし

7号)第2条第二号に規定する
「総称して「反社会的勢力」と

よこれらに準ずる者をいう。)が

賃借権を譲渡し、又は担保の

しくは模様替又は本物件の敷

支()ものとする。

はならない。

借権を譲渡し、又は担保の用

は威勢を示すことにより、付

ること

となく、次の各号に掲げる行

を乙に通知した場合その事項

これらの鍵を善良なる管理者の
は、直ちに甲に連絡の上、甲
の負担とする。

(契約期間中の修繕)

- 第10条 甲は、第3項の場合を除き、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。ただし乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。
- 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
- 3 乙は、次の各号に掲げる修繕を行わなければならない。
- 一 電球、蛍光灯、ヒューズの取替え
 - 二 その他費用が軽微な修繕
- 4 本物件内に破損箇所が生じたとき、乙は、甲に速やかに届け出て確認を得るものとし、その届出が遅れて甲損害が生じたときは、乙はこれを賠償する。

(契約の解除)

- 第11条 甲は、乙が次の各号に該当した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは本契約を解除することができる。
- 一 乙が賃料又は共益費の支払いを2ヶ月以上怠ったとき
 - 二 乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用の負担を怠ったとき
- 2 甲は、乙が第一号から第四号に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続するものが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。乙に第五号から第九号に掲げる事情が生じた場合も同様とする。
- 一 本物件を頭害(2)記載の事業以外の用に供したとき
 - 二 第8条(第7項第五号から第七号を除く)又は第9条の規定に違反したとき
 - 三 入居時に、乙又は連帯保証人について告げた事実と重大な虚偽があったことが判明したとき
 - 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき
 - 五 銀行取引の停止
 - 六 破産手続きの開始
 - 七 民事再生手続きの開始
 - 八 会社更生手続きの開始
 - 九 特別清算手続きの開始
- 3 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。
- 一 第7条の確約に反する事実が判明したとき
 - 二 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき
- 4 甲は、乙が第8条第7項第五号から第七号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

(乙からの解約)

- 第12条 乙は、甲に対して3ヶ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から3ヶ月分の賃料(本契約の解約後の賃料相当額を)甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して3ヶ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

(明渡し及び明渡し時の修繕)

- 第13条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。
- 2 乙は、第11条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。
- 3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵(複製した鍵があれば複製全部を含む。)を甲に返還しなければ

らない。

- 4 本契約終了時に本物件内に残置された乙の所有物があり、本物件を維持管理するために緊急やむを得ない事情があるときは、乙がその時点でこれを放棄したものとみなし、甲はこれを必要な範囲で任意に処分し、その処分にかした費用を乙に請求することができる。
- 5 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備等を撤去し、本物件の変更箇所及び本物件に生じた汚損、損傷箇所をすべて修復して、本物件を引渡し当初の原状に復せしめなければならない。
- 6 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

(立入り)

- 第14条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。
- 2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。
- 3 本契約が終了した後本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
- 4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合、何ら連絡なく一定期間本物件を不在にし本物件内及び本物件が所在する建物等の保存等に支障が生じるおそれがある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに入力したときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(甲の通知義務)

- 第15条 甲は次の各号のいずれかに該当するときは直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。

賃料等支払い方法の変更

- 1 頭書(6)に記載した管理業者の変更

(乙の通知義務)

- 第16条 乙又は連帯保証人は、各号の一に該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。

乙が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき。ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できるときは、第8条第1項の定めに従うものとする

長期に休業するとき

- 2 連帯保証人の住所、氏名、緊急の連絡先その他の変更

- 3 連帯保証人の死亡又は解散

(延滞損害金)

- 第17条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日あたり)14.6%の割合による延滞損害金を支払うものとする。

(乙の債務の担保)

- 第18条 本契約においては、頭書(7)に記載する方法により、乙の債務を担保する。

- 1 頭書(7)で「連帯保証人」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

頭書(7)記載の連帯保証人は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする

連帯保証人が死亡し、又は破産開始決定等によって連帯保証人として要求される能力又は實力を失ったときは、

- 第18条の規定に基づき乙は直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承諾する新たな連帯保証人に保証委託するものとする

前号の場合において新たに甲との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第一号に定める義務を負うものとする

3 頭書(7)で「家」

る。

一 頭書(7)記載

乙は、本契約と

二 乙が前号の手

本契約は成立し

賃料相当損害金

三 前号本文の場

には、前号の規

定の契約の始期

(契約の消滅)

- 第19条 本契約は、に消滅する。

(免責)

- 第20条 地震、火災によらない電気、責を負わないもの

(協議)

- 第21条 乙の他の法令及び

(合意管轄裁判所)

- 第22条 本契約に易)裁判所を第1

(特約事項)

- 第23条 特約事項

緊急やむを得ない事情
意に処分し、その処分

物件の変更箇所及び本
れなければならない。
した日の翌日から明渡

ときは、あらかじめ乙

きない。
が本物件の確認をする
とができる。

もし本物件内及び本物
品合においては、あら
甲は、乙の承諾を得ず

ければならない。

に通知しなければなら

実行が賃借権の譲渡

の割合による延滞損

とする

は資力を失ったときは、
連帯保証人に保証委託

める義務を負うもの

3 頭書(7)で「家賃債務保証会社の提供する保証」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとす
る。

- 一 頭書(7)記載の家賃債務保証会社が提供する保証の内容については別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きをとらなければならない
- 二 乙が前号の手続きをとらない場合その他乙の責に帰すべき事由により前号に定める保証が利用できない場合は本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭書(3)記載の契約の始期から本物件を明け渡すまでの間の賃料相当損害金を負担しなければならない
- 三 前号本文の場合において、別に連帯保証人を立てることにより契約を成立させることを甲乙間で合意した場合には、前号の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書(2)記載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす

(契約の消滅)

第19条 本契約は、天災、地震、火災その他甲乙双方の責めに帰さない事由により、本物件が滅失した場合、当然に消滅する。

(免責)

第20条 地震、火災、風水害等の災害、盗難、停電等その他不可抗力と認められる事故、又は、甲若しくは乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責を負わないものとする。

(協議)

第21条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

第22条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第1審管轄裁判所とする。

(特約事項)

第23条 特約事項については、頭書(9)記載のとおりとする。

電気使用料契約書

福井県議会議員 清水智信(以下「甲」という。)と 有限会社スリーピーハウス(以下「乙」という。) との間において、次のとおり電気代使用契約を締結する。

(信義誠実の義務)

第1条 甲・乙両者は、信義を重んじ誠実にこの契約を履行しなければならない。

(契約内容)

第2条 甲は乙の事業所内において電気使用を乙に依頼し、乙はこれを承諾する。

(契約期間)

第3条 令和3年5月1日から令和5年4月30日まで(2年間)

(契約金額)

第4条 この契約による電気使用金額は次の通りとする。

甲は乙の支払う電気代の2分の1を計算し、その金額の3分の1を乙に支払う。

(その他)

第5条 この契約に定めのない事項または、この契約に定める条項に疑義が生じた場合は、

甲・乙双方協議のうえ定めることとする。

本契約書の証として本書2通を作成し、甲・乙記名捺印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和3年5月1日

甲 福井市高柳3丁目2810番地

福井県議会議員 清水 智信

乙 福井市高柳3丁目2801番地

有限会社 スリーピーハウス

代表取締役 清水 宏昭

コピー・FAX使用料契約書

福井県議会議員 清水智信(以下「甲」という。)と 有限会社スリーピーハウス(以下「乙」という。) との間において、次のとおりコピー・FAX使用料契約を締結する。

(信義誠実の義務)

第1条 甲・乙両者は、信義を重んじ誠実にこの契約を履行しなければならない。

(契約内容)

第2条 甲は乙の所有するコピー・FAX機の使用を乙に依頼し、乙はこれを承諾する。

(契約期間)

第3条 令和3年5月1日から令和5年4月30日まで (2年間)

(契約金額)

第4条 この契約による使用金額は次の通りとする。
1ヶ月300枚(1日10枚)で単価3円とする。

(その他)

第5条 この契約に定めのない事項または、この契約に定める条項に疑義が生じた場合は、
甲・乙双方協議のうえ定めることとする。

本契約書の証として本書2通を作成し、甲・乙記名捺印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和3年5月1日

甲 福井市高柳3丁目2810番地
福井県議会議員 清水 智信

乙 福井市高柳3丁目2801番地
有限会社 スリーピーハウス
代表取締役 清水 宏昭